

農振除外(農振農用地区域からの除外等)の申出をされる皆様へ

1 土地（農地）の選定について

農振農用地区域とは、『農業振興地域の整備に関する法律』（農振法）に基づき、優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るため、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域として、『農地を守る』観点で位置づけているものです。

農用地区域内の農地転用は原則として許可されないこととされていますが、その農地が除外要件等の全てを満たす場合のみ、町の農業振興地域整備計画の変更を行い、認可後に転用が可能となります。

※申出された案件の全てが認可されるとは限りません。

審議の過程で除外が不適当とされる案件が多数ありますので、土地（農地）選定は慎重に行ってください。

2 除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です

- ① 必要性及び緊急性があること（土地利用の具体的な計画があること）
- ② 他に代替すべき土地がないこと（農振農用地区域以外の土地とすることが困難であること）
- ③ 農地の集団性が保たれ、農作業の効率化その他農業上効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手等）の営農に支障がないこと
- ⑤ 農用地区域内の農業用施設等（排水施設、農道等）の有する機能に支障がないこと
- ⑥ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること
- ⑦ 除外後、農地法による農地転用の許可を受けられると見込まれるものであること
- ⑧ 他法令等（農地法、都市計画法、建築基準法、土地開発基準など）の許可見込みがあること
- ※建築基準法等関係法令について、建築可能であるかを確認してから提出してください。
- ⑨ その他
 - ・除外する面積は目的実現のため必要最小限であること
 - ・住宅については、一般個人住宅おおむね500m²、農家住宅おおむね1,000m²以内であること
 - ・貸施設（転用者が他の者に使用させることを目的とする施設）を目的とした除外でないこと
 - ・宅地分譲を目的とする除外でないこと
 - ・開発申請及び排水先等の確認をすること

3 除外申出締め切りは毎年7月末日です（年1回）

4 手続きに要する期間

農振除外は、町の農業振興地域整備計画の変更となるので、申出1件ごとの取り扱いにはなりません。毎年、7月末までに申出があった内容をとりまとめ、町、県、及び関係団体との協議・調整を行います。そのため手続きにはおおむね1年程度の期間を要します。なお、申出締切後の提出は、次年度の受付となりますので、事業計画は余裕をもって立ててください。

5 除外認可後の転用は事業内容と同じ内容での農地転用手手続きが必要です

事業を行うには、除外認可後に、農地転用等の手続きが必要となります。転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。事業目的が変更となる場合は、まず取り下げの申し出をし、改めて除外申出の手続きをとっていただきます。農地転用の申請は、農業委員会で受け付けます。締切は毎月20日頃で、手続きの期間は約40日です。転用許可後にその農地は転用ができることになります。

6 許可なく転用はできません

農地転用の許可前に、農地を農地以外に利用することはできません。除外申出等及び転用申請をしたからといって、転用許可前には転用はできません。無断で転用すると、農地の現状回復や法により罰せられることがありますので、ご注意ください。

農業振興地域農用地区域【農振除外・用途区分変更】変更申出書

提出書類一覧

書類名	部数	内容等
(1) 申出書	1部	別紙様式 ①申出書 ※申出者印、事業計画者印及び当該地区担当農業委員確認印 ②申出地選定理由
(2) 登記簿謄本	1部	申出地の登記簿謄本(法務局)
(3) 誓約書	1部	別添様式
(4) 申出地位置図	1部	申出地を示した図(原則住宅地図)
(5) 申出地の公図 (字絵図)	1部	①該当地が中心になるようにしてください。 ②計画の区域を記入してください。
(6) 土地利用計画図	1部	以下の内容を可能な限り具体的に明記してください。 (寸法、面積等記入) ①土地造成・構造物の計画図 ②計画建物等の立面図、平面図 ③駐車場、資材置場等については駐車台数、資材等の種類 ④乗り入れ口 ⑤汚水、雨水等排水の排水経路
(7) 分筆予定面積計算図	1部	一筆の一部を分筆して利用する場合は、予定面積計算の根拠となるもの。(必ず実測をして、面積、位置を確定してください。)
(8) 意見書	1部	別添様式 ※当該地区的区長及び土地改良区総代確認印
(9) 隣地承諾書	1部	別添様式 隣接地が農地である場合は、隣地所有者及び耕作者の承諾 ①隣接する農地の所有者、耕作者名を記入してください。 ②隣接するすべての土地の現況地目を記入してください。
(10) 現況写真	1部	申出地がわかる現況の写真 (除外する箇所が分かるようにしてください) ※様式任意
(11) 同意書	1部	申出者と土地所有者が異なる場合に添付してください ※様式任意
(12) 法人登記簿謄本	1部	事業計画者が法人の場合は、法人登記簿謄本が必要(法務局) ※写し可

【お願い事項】

※上記書類は図面も含め原則A4版での提出をお願いします。

※申出の内容によっては、その他の説明書類を求める場合があります。

※建築基準法等関係法令について、建築可能であるかを確認してから提出してください。

※地区農業委員及び区長・土地改良区総代には、すべての項目及び添付書類が揃ってから確認してもらうようにしてください。

◆地区において事前に協議等を実施されるところありますので、余裕を

持つて遅くとも6月中には、地区の代表等に相談をしてください。

<提出場所>

大野町役場 産業建設部 農林課 TEL 0585-34-1111